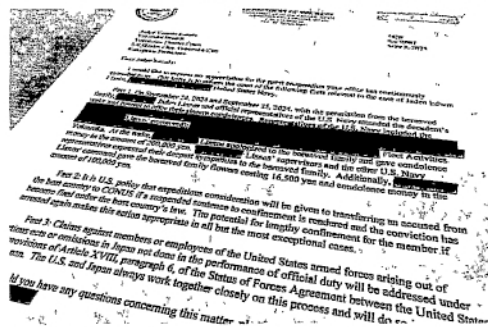


米兵執行猶予つけば帰国

在日米軍が運用

米兵が被告の刑事裁判で執行猶予付きの有罪判決が確定すれば、帰国させることを検討する。米軍がこうした運用を採り入れていることがわかった。米兵が関与した裁判に詳しい弁護士は「事実上の無罪放免となり、執行猶予の趣旨をないがしろにする。被害者側が損害賠償を求めることも難しくなる。運用を再考するべきだ」と批判する。

▼31面 事故後も運転



米軍側が提出した書簡。「米国の方針として、執行猶予判決が言い渡され、確定した場合、被告を米国本土へ移送することを迅速に検討することになっている」と記されていた(一部は黒塗りされている)

「事実上の無罪放免」批判も

運用の存在は、横浜地裁横須賀支部で5月にあった米兵による交通死亡事故の裁判で米軍側が明らかにした。被告の米兵(22)は米軍横須賀基地に所属していた昨年9月、神奈川県横須賀市内の国道を車で運転。右折禁止の交差点を右折し、前から来た会社員の伊藤翼さん(当時22)のバイクと衝突して死なせたとして自動車運転致死傷処罰法違反(過失運転致死)の罪に問われた。

米兵側は在日米海軍法務部長が裁判官に宛てた書簡を証拠提出。「米国の方針として執行猶予判決が確定した場合、被告を米国へ移送することを迅速に検討することになっている」と記されており、その理由については再び逮捕されれば刑事施設に収容されうるとした上で「この措置が適切だ」と説明していた。

判決は、米兵が道路標識の意味を正しく理解していなかったと認定。ただ米兵が起訴内容を認めたとなどを踏まえ、禁錮1年6カ月執行猶予4年を言い渡し、確定した。執行猶予制度は、有罪判決を受けても社会で生活しながら更生を促すものだ。再び罪を犯せば猶予は取り消される。しかし米兵が帰国してしまえば再犯してもわからない。伊藤さんの母(56)は判決に不満を抱く。「あの書簡が影響を与えたのでは」とも考えてしまう。書簡について、代理人の具東正彦弁護士も「米軍が組織として提出すれば裁判官にプレッシャーを与えているように映る。司法の独立を脅かすものだ」と憤る。

判決後、米兵の連絡先はわからないまま。母親らは損害賠償を求める訴えを起こすことも検討しているが、所在を調べるとなど手続きは簡単には進まない。勝訴しても賠償金の支払いを履行させるのは、さらなる困難が予想される。書簡について在日米海軍に書面で取材したが、「海兵は今夏に米国に異動となった」との回答だけだった。

沖縄で米兵関与の事件を手がけてきた新垣勉弁護士は「これまで執行猶予を受けた米兵が帰国するケースは何度もあったが、米国の方針だというのは初めて聞いた。帰国すれば誰にも監視されず、執行猶予制度を空洞化させる。損害賠償手続きで被害者にさらなる負担を強いる」と話した。